



2025年6月27日

各 位

会 社 名 株式会社うかい
代表者名 代表取締役社長 紺野 俊也
(コード番号：7621 東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役 松崎 城康
電 話 042-666-3333

資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、資本金の額の減少を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、中長期的な株主還元の選択肢の確保を図るため、会社法第447条第1項及び第3項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

なお、資本金の減少は、本日開催の取締役会において決議された当社の取締役に対する譲渡制限付株式としての新株発行（以下「本新株発行」といいます。）と同時に実施するものであり、本新株発行により増加する資本金の額と同額とするため、資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。したがって、会社法第447条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施いたします。

本新株発行の詳細につきましては、本日付「取締役に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

現在の資本金の額（100,000,000円）のうち9,612,000円を減少させ、減少後の資本金の額を90,388,000円といたします。なお、減少する資本金の額は、本新株発行により増加する資本金の額と同額とするため、資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第3項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の額の減少の日程

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2025年6月27日 |
| (2) 債権者異議申述公告日（予定） | 2025年7月3日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日（予定） | 2025年8月4日 |
| (4) 効力発生日（予定） | 2025年8月5日 |

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、業績に与える影響はございません。また、本新株発行と同時に実施するものであり、本新株発行により増加する資本金の額と同額とするため、資本金の額の減少の効力発生日前と比べて資本金の額は減少しません。

以上